

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和五年一月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年六月三十日奈良県指令郡土第八二―五号

令和四年十月十二日奈良県指令郡土第八二―五―一号

令和四年十一月八日奈良県指令郡土第八二―五―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年十二月二十二日郡土第六五九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市東新町三一―番一並びに生駒市元町一丁目三〇四番二七、三〇四番二八及び

三〇四番三一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区本庄東二丁目五番二四―一五〇二号

南耕一郎